MMMMMMMM

MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM

MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
（MMMMMMMM）

豊田市長　太田　稔彦
（公印省略）

福祉給付金（精神入院のみ）受給資格取得決定通知書

令和　　年　　月　　日から入院先の病院を退院するまでの福祉給付金受給資格を決定します。

【助成内容】

精神科の入院のみ、保険診療分の自己負担額の半額を助成します。
ただし、愛知県後期高齢者医療広域連合より高額療養費等の支給を受けた時は、
その残額の半額が助成となります。

（保険診療分の自己負担額　－　高額療養費）　×　１／２　＝　助成（支給）額

●退院すると資格が喪失しますので、再入院又は、転院された場合は、再申請が必要です。

【助成方法】

後日、申請手続きにより払い戻します。

【払い戻し申請に必要なもの】

①領収書（保険点数もしくは、保険適用と保険適用外の区分の記載のあるもの）
②後期高齢者医療制度に加入していることを証明する書類
③口座番号のわかるご本人名義の預金通帳等

【再申請に必要なもの】

①精神科医による診断書
（対象者の氏名、生年月日、病名、入院開始日、医療機関名、医師名を明記のこと）
②後期高齢者医療制度に加入していることを証明する書類

【届出が必要なとき・必要なもの】

届　出	必要なとき	必要なもの
喪失届	退院　・転出　・死亡	この通知書
変更届	住所・氏名を変更したとき	後期高齢者医療制度に加入していることを証明する書類

【問合せ先】

豊田市役所　福祉医療課　福祉医療担当（東庁舎１階）　電話（０５６５）３４－６７４３（直通）